

子ども会ドッジボール・ソフトボール大会結果のお知らせ

【ドッジボール】 11月1日(日)にデンソー体育館で幸田町子ども会ドッジボール大会が開催されました。女子の部の優勝は市場ジャイアント子ども会、準優勝は岩堀子ども会、3位は里朝日子ども会でした。また、男子の部は深溝学区子ども会が優勝しました。



▲女子の部優勝 市場ジャイアント子ども会



▲女子の部準優勝 岩堀子ども会



▲女子の部3位 里朝日子ども会



▲男子の部優勝 深溝学区子ども会

【ソフトボール】 11月22日(日)・29日(日)に5年生以下でチームを組んで初めての公式戦となる幸田町ソフトボールジュニア大会(幸田町ソフトボール協会主催)が、とぼね運動場で行われました。優勝は豊坂南部子ども会、準優勝は大草子ども会A、3位は岩堀子ども会、4位は横落エンゼルス子ども会でした。



▲優勝 豊坂南部子ども会



▲準優勝 大草子ども会A



▲3位 岩堀子ども会



▲4位 横落エンゼルス子ども会

第19回こうた凧揚げまつり写真コンテスト開催！

- 主催** こうた凧揚げまつり実行委員会
募集期間 1月13日(水)～21日(木) *期間内必着
対象 まつり当日に、まつり会場およびその付近で撮影された、まつりに関する写真で未発表のもの
資格 プロ・アマを問いません。
規格など ・カラープリント四つ切（デジタル写真はA4判可）の単品写真（組写真は不可）とします。
 ・ワイド判、日付入り、合成、削除、修正などをした写真は不可とします。
 ・人物を撮る場合は、本人の同意が得られていることとします。
 ・1人につき3点まで応募を受け付けます。

審査・表彰

賞 町長賞、議長賞、教育長賞、実行委員会長賞ほか

審査 主催者にて厳正に審査します。

発表 入選者には通知を送ります。また「広報こうた」3月号で掲載を予定します。

表彰式 2月3日(水)に開催（入選者は出席していただきます。）します。

- 注意事項**
- ①応募作品は、原則、返却しません。
 - ②入選作品の著作権および使用権は、主催者に帰属することとし、入選作品は、まつりのPRなどに使用される場合があります。なお、使用時には写真を加工する場合があります。
 - ③入選者は、入選通知があり次第、速やかに作品のネガ、ポジまたは電子データ（CD-R：保存形式はJPEGに限る。）を提出してください。提出の無い場合は入選を取り消す場合があります。
 - ④主催者は、応募者の個人情報を本目的以外には使用しません。



応募方法 ページ下部の応募票に必要事項を記入して作品裏面に貼付し、郵送又は持参により応募してください。

応募先 〒444-0192（住所不要）幸田町教育委員会生涯学習課内
 こうた凧揚げまつり実行委員会 写真コンテスト係

問合せ こうた凧揚げまつり実行委員会事務局（幸田町教育委員会生涯学習課内）
 生涯学習課 生涯学習グループ（内線195）

第19回こうた凧揚げまつり 写真コンテスト 応募票	第19回こうた凧揚げまつり 写真コンテスト 応募票	第19回こうた凧揚げまつり 写真コンテスト 応募票																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">題名</td> <td>区分（フィルム / デジタル）</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮影年月日</td> <td>平成 28 年 1 月 10 日</td> </tr> </table>	題名	区分（フィルム / デジタル）	ふりがな		氏名		住所	〒	電話番号		撮影年月日	平成 28 年 1 月 10 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">題名</td> <td>区分（フィルム / デジタル）</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮影年月日</td> <td>平成 28 年 1 月 10 日</td> </tr> </table>	題名	区分（フィルム / デジタル）	ふりがな		氏名		住所	〒	電話番号		撮影年月日	平成 28 年 1 月 10 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">題名</td> <td>区分（フィルム / デジタル）</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮影年月日</td> <td>平成 28 年 1 月 10 日</td> </tr> </table>	題名	区分（フィルム / デジタル）	ふりがな		氏名		住所	〒	電話番号		撮影年月日	平成 28 年 1 月 10 日
題名	区分（フィルム / デジタル）																																					
ふりがな																																						
氏名																																						
住所	〒																																					
電話番号																																						
撮影年月日	平成 28 年 1 月 10 日																																					
題名	区分（フィルム / デジタル）																																					
ふりがな																																						
氏名																																						
住所	〒																																					
電話番号																																						
撮影年月日	平成 28 年 1 月 10 日																																					
題名	区分（フィルム / デジタル）																																					
ふりがな																																						
氏名																																						
住所	〒																																					
電話番号																																						
撮影年月日	平成 28 年 1 月 10 日																																					

(7) 職員手当の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給年額：平成 26 年度実績

Table with columns: 区分, 支給の内容, 1人当たり平均支給年額. Rows include 扶養手当, 住居手当, 管理職手当, 時間外勤務手当, 地域手当, 特殊勤務手当, 期末手当, 通勤手当, 退職手当.

(8) 特別職の給料・報酬等の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

Table with columns: 区分, 報酬等の月額, 区分, 報酬等の月額, 期末手当. Rows include 町長, 副町長, 議長, 副議長, 議員.

3 職員の勤務時間・その他の勤務条件の状況について

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの)

Table with columns: 1週間の勤務時間, 開始時間, 終了時間, 休憩時間. Values: 38時間45分, 午前8時30分, 午後5時15分, 正午~午後1時.

(2) 年次休暇の取得状況 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)

Table with columns: 総付与日数(A), 総取得日数(B), 対象職員数(C), 平均取得日数(B/C), 取得率(B/A). Values: 12,210日, 2,990日, 321人, 9.3日, 24.5%.

(3) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

Table with columns: 育児休業取得状況, 平成 26 年度中新たに育児休業を取得した者. Rows include 育児休業取得者数, 部分休業取得者数, 男性, 女性.

4 職員の分限および懲戒処分の状況について (平成 26 年度)

Table with columns: 区分, 人数, 区分, 人数. Rows include 分限処分(休職) 2人, 懲戒処分 0人.

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修や階層別研修等の際に、サービス制度に係る研修を実施しています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況について

(1) 研修の状況 (平成 26 年度)

Table with columns: 研修区分, 研修内容, 参加人数. Rows include 市町村振興協会研修センター, 西三河7市町職員研修協議会, 部内研修, 部外研修, 自治大学校, 国際文化アカデミー, 名古屋大学, 愛知県市町村職員共済組合.

(2) 勤務成績の評定の状況

幸田町職員定数条例第 1 条に規定する職員を対象に実施しています。職務若しくは責任を遂行した実績、能力または適格性を記録し、人事管理の合理化および公務能率の増進を図ります。

7 職員の福祉および利益の保護の状況について

(1) 共済組合負担金 (平成 26 年度)

Table with columns: 金額, 1人当たりの負担金額. Values: 3億9,501万円, 1,202,336円.

(2) 職員互助会 (平成 26 年度)

Table with columns: 金額, 会員数, 1人当たりの公費負担額. Values: 4,275,000円, 452人, 9,458円.

(3) 職員の健康管理に関する事業の実施状況 (平成 26 年度)

Table with columns: 区分, 受診者数. Rows include 定期健康診断 136人, 人間ドック 224人, 脳ドック 28人.

(4) 公務災害の状況 (平成 26 年度)

Table with columns: 通勤災害, 公務災害. Values: 0件, 2件.

人事行政の運営などの状況を公表します

町職員の給料、手当、勤務時間等は、地方公務員法の規定に基づき、条例で定められています。幸田町の人事行政における公平性および透明性を高めるため、町民の皆様には次の状況を公表します。

問合せ 人事秘書課 人事秘書グループ 内線 323

1 職員の任免および職員数に関する状況について

(1) 職員採用の状況 (平成26年度実施)

職種	受験者数			採用者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般事務職	74人	35人	109人	6人	4人	10人
保育士	3人	18人	21人	1人	3人	4人
消防職	19人	1人	20人	2人	0人	2人
土木技術職	2人	0人	2人	0人	0人	0人
保健師	0人	3人	3人	0人	3人	3人

(2) 職員の退職の状況 (平成26年度)

区分	退職理由				計
	定年	応募認定	自己都合	その他	
人数	4人	10人	4人	0人	18人

(3) 部門別職員数の状況 (各年度4月1日現在)

区分	職員数			対前年増減数		平成27年の主な増減理由	
	平成25年	平成26年	平成27年	平成26年	平成27年		
一般行政部門	議会	3人	3人	3人	0人	0人	
	総務	53人	57人	59人	4人	2人	新規事業の実施 業務拡充による増員 欠員補充による増員
	税務	18人	18人	17人	0人	▲1人	
	民生	97人	100人	101人	3人	1人	業務拡充による増員
	衛生	18人	16人	16人	▲2人	0人	
	農水	12人	12人	11人	0人	▲1人	課内体制整備に伴う減員
	商工	3人	3人	4人	0人	1人	欠員補充による増員
	土木	23人	23人	24人	0人	1人	業務拡充による増員
小計	227人	232人	235人	5人	3人		
特別行政部門	教育	22人	22人	22人	0人	0人	
	消防	53人	55人	54人	2人	▲1人	退職者不補充
	小計	75人	77人	76人	2人	▲1人	
普通会計	302人	309人	311人	7人	2人		
公営企業等会計部門	水道	8人	8人	8人	0人	0人	
	下水道	6人	6人	5人	0人	▲1人	課内体制整備に伴う減員
	その他	14人	14人	14人	0人	0人	
小計	28人	28人	27人	0人	▲1人		
合計	330人	337人	338人	7人	1人		

備考 1 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の部門をいいます。
2 職員数は、町長及び副町長を除いています。

2 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況 (平成26年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成27年3月末現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)
平成26年度	39,461人	129億1223万円	8億2,306万円	31億4,071万円	24.3%

備考 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (特別職を除く)

区分	職員数 (A)	給与			計 (B)	1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤労手当		
平成27年度 当初予算	324人	11億8,426万円	2億6,111万円	4億9,690万円	19億4,227万円	599万円

備考 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の初任給の状況

区分	初任給
一般行政職	大学卒 180,800円
	高校卒 146,500円

(4) 平均給料月額、平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	311,800円	40歳4か月
技能労務職	229,400円	48歳1か月

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況 (平成27年4月1日現在)

区分	経験年数		
	10年～14年	15年～19年	20年～24年
一般行政職	大学卒 270,200円	333,800円	368,900円
	高校卒 -	-	345,900円

備考 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長・監	課長・主幹	課長補佐	主任主査	主査	主事・技師	主事・技師	
職員数	9人	28人	16人	37人	31人	28人	31人	180人
構成比	5.0%	15.6%	8.9%	20.5%	17.2%	15.6%	17.2%	100.0%

備考 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ふるさと寄附（ふるさと納税）のパートナー事業者を募集します！

ふるさと納税を利用して町と一緒に 自慢の品を全国にPRしませんか？

この度、幸田町にふるさと納税をしていただいた寄附者の方に、返礼品を出品、発送していただけるパートナー事業者を募集します。

寄附者に対しお礼の気持ちを示すとともに返礼品を送付することで、幸田町の良さを知り愛着を持っていただくとともに、幸田町の特産品のPRを図ることを目的としています。



ふるさと納税とは？

全国に住んでいる方々が自分の意志で、生まれ育った自治体や思い入れのある応援したい自治体に寄附を行うことができる制度です。

パートナー事業者説明会を開催します

事業の説明、申込方法の説明、ふるさと寄附受付開始までのスケジュールの説明、申込用紙の当日配布を予定しています。

日時 1月26日(火) 午後6時～

場所 幸田町中央公民館 第2第3会議室

ふるさと納税返礼品 Q & A

Q 1. 誰でもパートナー事業者に申し込みできるの？

A 1. 町に代わり返礼品の発送を行うことが可能な方で、町内に事業所などのある事業者であれば法人、個人問わず申し込み可能です。返礼品の代金および送料は町が負担します。

Q 2. パートナー事業者になるとどんなメリットがあるの？

A 2. 売上げ拡大はもちろんのこと、インターネット Web サイトや返礼品カタログなどで事業者名や商品などを全国の人にPRすることができます。

Q 3. 返礼品はどのようなものでもよいの？

A 3. 幸田町の特産品として認められる商品やサービスであり、「幸田町」のイメージアップに繋がるものであることが条件となります。全国の各自治体では、米や果物などの農産物を始め、個人商店で製造販売している食品や工業製品、宿泊サービス、体験サービスなどの様々な返礼品が用意されています。

Q 4. 季節限定の返礼品でも大丈夫？

A 4. 季節限定品（8月末～10月初など）や数量限定品（1ヶ月30個迄など）も対応可能ですので、ご相談ください。

詳しくは、町ホームページに募集要項を掲載しています。事前にご確認ください。

興味のある人、参加希望の人は、まず問合せ先までご連絡ください。
日時の都合などにより説明会に出席できない場合もご連絡ください。

問合せ 総務課 行政グループ（内線 361）

固定資産税の減免制度

固定資産税・都市計画税の減免について、納税義務者が次の対象および要件に該当する場合に申請により減免を受けられます。

	対象	要件	減免される額
1	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	(1)生活保護 生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受ける者	扶助を受けることとなった日からその理由が消滅した日までの間に到来する納期に係る固定資産税・都市計画税とする。
	(2)母(父)子世帯	幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例に規定する母(父)子世帯	世帯全員の居住用の固定資産の面積の合計が、家屋 120 ㎡、土地 240 ㎡ を超えないこと。居住用以外の固定資産を所有していないこと。世帯全員の町民税が非課税であること。
	(3)高齢者世帯	①65 歳以上の単身世帯 ②65 歳以上の者のみで構成された世帯 ③65 歳以上の者と 18 歳未満の人が加わった世帯 ④65 歳以上の者と 18 歳以上の幸田町心身障害者医療費助成の受給者を扶養している世帯	
	(4)障がい者	幸田町心身障害者医療費助成の受給者又は幸田町後期高齢者福祉医療費助成の受給者	
2	公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）	地縁による団体、もしくはこれに準ずる団体の所有するもので、専ら当該地域の住民行事などの公共の用に供する公民館、集会所その他これらに準ずる固定資産を所有していること。	当該事実に該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に到来する納期に係る固定資産税・都市計画税とする。
3	災害により、著しく価値を減じた固定資産	震災、風水害、落雷、火災そのほかこれらに類する災害により、著しく価値を減じた固定資産を所有していること。	災害が発生したことにより固定資産税・都市計画税の減免を受けようとする申請があった日以降に到来する納期に係る固定資産税・都市計画税で、土地については、被害面積、家屋については、被害金額の割合に応じた額とする。

問合せ 税務課 資産税グループ (内線 163)

第9回幸田プレステージレクチャーズーものづくり日本 講演会ー

と き 1月27日(水)

開場：午後1時 開演：午後1時30分

ところ 町民会館 つばきホール

内 容 「放射線が拓く植物の新しい世界」

植物は周知の通り水と養分元素で生育するが、実際に水や養分元素がどのように吸収されるのだろうか。植物の水だけの姿、吸収された水の体内循環など、放射線やラジオアイソトープを駆使することで初めて見ることが出来る植物の動態を紹介する。

対 象 どなたでも受講できます。

定 員 400人 *定員になり次第、締め切らせていただきます。

講 師 東京大学 大学院農学生命科学研究科教授

内閣府原子力委員会委員 中西友子氏

受講料 無料

申込み 随時申し込みを受け付けています。

電話またはFAX、Eメール、ホームページからお申し込みください。

【電話】役場執務時間中(午前8時30分～午後5時15分)に、下記の問い合わせ先へお申し込みください。

【FAX】第9回幸田プレステージレクチャーズ申込みと明記し、事業所・団体名、役職、氏名、所在地、電話番号を記載し、0533-67-6557あてに送信してください。

【Eメール】事業所・団体名、役職、氏名、所在地、電話番号を記載し、2015kmrc@gmail.comあてに送信してください。

【ホームページ】プレステージレクチャーズ申込みよりお申し込みください。

<http://2015kmrc.weebly.com>

問合せ 幸田プレステージレクチャーズ運営事務局(企画部内、内線342)



なかにしともこ
中西友子氏

「幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」にご意見をお寄せください(パブリックコメント制度)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地方創生を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月28日に施行されました。

これを受け、幸田町では人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「幸田町人口ビジョン」を作成し、その実現をするために今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」を作成しましたので、皆様のご意見をお寄せください。

◆意見の提出期限

1月18日(月)～2月17日(水)

◆意見の提出方法

郵便番号、住所、氏名を記入し、直接持参・郵送・Eメール・FAXのいずれかの方法でお寄せください。

〒444-0192(住所不要) 幸田町 企画部企業立地課 宛て

Eメール：companylocation@town.kota.lg.jp FAX：0564-63-5139

*賛否の結論だけを示したもの、今回の計画と直接関係がないもの、住所・氏名などの記入のないもの、電話、口頭による意見は受け付けできません。

*いただいたご意見は、個別に回答はいたしません。後日取りまとめたものを幸田町総合戦略推進委員会などへ報告し、今後の計画策定や施策の参考とさせていただきます。

◆計画(案)の閲覧方法

役場3階の企業立地課窓口(役場執務時間中に限る)

町ホームページ(<http://www.town.kota.lg.jp>)

問合せ 企業立地課 立地推進グループ(内線341)

ご注意ください！サルの出没が増えています

町内各地で野生のサルが出没しており、農作物の被害などが報告されていますのでご注意ください。

主なサルの日撃情報（平成27年11月末現在）

日付	場所	日付	場所
6月23日	海谷地区	8月27日	相見駅付近
7月1日	六栗 県営住宅付近	9月28日	深溝保育園、円超寺
7月2日	芦谷字鍛冶山	9月28日	上六栗字中切
7月27日	野場、永野地区	9月29日	野場字東野
8月6日	野場字三田堂	9月3日	永野字南池
8月7日	永野字南池	10月1日	豊坂小学校
8月8日	豊坂小学校付近	10月13日	深溝字下島
8月13日	坂崎字西ヶ崎	10月25日	彦左公園付近
8月18日	坂崎字礼裕	10月26日	浄水場、坂崎字楠木
8月19日	坂崎字石ノ塔	11月4日	深溝字東長田
8月24日	岡田病院	11月27日	深溝保育園
8月26日	鷺田保育園	11月29日	芦谷字後シロ

サルの被害を防止するには、まずサルの生態を知ることが大切です。

◎サルの生態と行動

- 1 食べ物** ・ 植物中心の雑食性で食物の芽や葉、種子、果実、昆虫類などの小動物を食べる。
・ 食性が人に似ていて、ほとんどの農作物も食べる。
- 2 行動** ・ 昼行性のため、夜間はほとんど行動しない。
・ 本来、森林性の動物であるが採食のために農地に出没することもある。
・ 記憶力や学習能力が高いため、人なれが生じたり、集落・農地をエサ場と認識した場合には、被害が大きくなりやすい。



3 なぜサルが人里に出没するのか

- ①里に引き寄せる食べ物がある。山で少ないエサを探すより楽に採れる。
- ②里が安心して出没できる場所となりつつある 住民の高齢化、狩猟者の減少などから、追い払いの危険が減少してきている。

◎被害防止方法

1 追い払う・追い上げる

集落から離れた山の方に追い上げを行う。サルを見たらいつでも追い払い、徹底したサルへの嫌がらせにより、人里が危険な場所・居心地の悪い場所と認識させる。

2 効果的な追い払い・追い上げの方法

- ①できるだけ早期に行う。
- ②できるだけ多数で行う。（地域ぐるみで行うと最も効果的）
- ③長い距離を追いかけて集落からサルを離す。

3 誘引物を除去する

- ①エサになるもの（クズ果樹、クズ野菜、生ごみなど）を農地に放置しない。埋設により適切に処理する。
- ②取り残した果樹、野菜は早期に除去する。放棄された果樹園の果樹を、早期にもぎ取る。

◎児童は家族や近所の方に助けを求め、サルから出来るだけ離れてください。

◎被害情報の提供

サルによる被害（農作物被害、人的被害など）が発生した場合は、すぐに役場または警察へ連絡してください。情報が早く集まれば、パトロールや小中学生の集団登下校などの注意喚起が迅速に実施できます。なお、提供していただきたい情報は、「時間」「頭数」「大きさ」「どのような被害か」などです。

問合せ 産業振興課 農業振興グループ（内線264）

緊急地震速報の放送に伴う行動訓練を行いました。

11月5日の津波防災の日に合わせて、全国的に緊急地震速報の伝達訓練が行われ、幸田町においても防災行政無線より緊急地震速報*が放送されました。

緊急地震速報の放送を受け、役場庁舎内および幸田町保健センターで行動訓練を実施し、来庁者138人、職員236人が訓練に参加しました。

*幸田町では、震度4以上の揺れで、地震発生から揺れ始めるまでの時間が10秒以上のときに緊急地震速報が放送されます。

▼緊急地震速報の放送直後に、シェイクアウト訓練を行いました。



シェイクアウトとは右のような姿勢をとり、身を守る行動です。どこでも簡単にできますので、家庭、学校、職場などさまざまな場面で訓練を試みてください。



問合せ 防災安全課 安全対策グループ (内線371)

「いきいき元気サポーター養成講座」に参加しませんか？

高齢者が元気であるために、自らが積極的に健康づくり、介護予防に取り組める機会や場所を増やしていくことを目指し、高齢者の元気をプロデュースする「いきいき元気サポーター」を養成するための講座を開催します。講座終了後は、高齢者の健康づくり事業として各学区で開催している「げんきかい」の企画、運営の実践のほか、ご自身の地域で定期的に元気づくりの活動をしていただくことができます。まずは説明会に参加してみませんか？

とき ・説明会：2月2日(火) 9時30分～11時30分
・講座：2月9日～3月15日の毎週火曜日
全6回 9時30分～11時30分

ところ 中央公民館 ホール

対象 町内在住で、地域の高齢者のための元気作りに関心があり、その企画・運営活動に意欲のある人。(必ず説明会にご出席ください。)

内容 高齢者に適した運動や体操、運動を通じた健康づくり、転倒予防の原因と対策、加齢による身体の変化と老年症候群についてなどの講義と実技を行います。

受講料 無料

申込み 1月27日(水)までに福祉課介護保険グループ(内線156)へお申し込みください。



小中学校体育施設を利用したい人は登録を忘れずに

平成28年度に学校体育施設を利用したい団体は、スポーツ開放利用登録が必要です。未登録の団体は、施設を利用できませんので必ず登録してください。また、継続して利用したい場合も再度登録が必要です。

と き 2月6日(土) 午後5時～7時

と ころ 中央公民館 ホールA

対 象 町内在住または在勤者で、10人以上で構成されていて、定期的に活動している団体
* 成人の責任者が含まれていること

利用料 1団体 12,000円/年

持ち物 利用登録申請書、構成メンバー表、団体責任者の印鑑、管理指導員報告書(管理指導員になる人のみ)

そのほか 新規で登録する団体はほかにも提出する書類や登録要件がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 生涯学習課 スポーツグループ(内線192)



公立高校体育施設のスポーツ開放利用登録をご希望の人へ

幸田高校の体育施設の開放事業を行っています。町立小中学校とは利用方法が異なりますので、利用を希望される団体は別途登録をすることが必要です。

利用可能施設および種目

体育館：バレーボール、ソフトバレーボール、バドミントン、
バスケットボールなど(フットサルは不可)

武道場：卓球、剣道など(柔道は不可)

利用可能日および時間

4月1日から平成29年3月31日までの間で、高校の認めた日の
午後7時30分～午後10時まで

利用できる者

県立高校学校体育施設スポーツ開放利用登録団体として幸田町教育委員会から登録証を受けた団体

利用方法

登録団体は、町教育委員会へ利用日の属する月の初日前2か月から2週間前までに利用申請書の提出が必要です。体育施設実費使用料として、利用1回につき、体育館は600円、武道場は120円をご負担していただきます。

- * 利用希望団体におかれましては、新規登録のために提出いただく書類や登録要件があり、利用方法も小中学校体育施設とは異なりますので、詳しくは事前にお問い合わせください。
- * 利用登録受付については、小中学校体育施設利用と同じ日程で行います。

問合せ 生涯学習課 スポーツグループ(内線192)

